

第50回 平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成22年1月26日（火）10:00～11:32		
開催場所	平塚市浅間町9-1 平塚市役所東附属庁舎 2階 B会議室		
出席者	委員	4人（小林委員、市川委員、大山委員、福井委員）	
	その他	0人（審議に出席することを必要と認めた者）	
	事務局	7人（久永部長、井上課長、鈴木課長代理、山本課長代理、菅間主査、齋藤主査、飯田主事）	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
一部公開・非公開の場合はその理由	議題の一部は、審議等に関する情報であり、公開することにより率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるため及び個人に関する情報に抵触するため。		
会議次第	1 挨拶 2 議題 ア 開発許可等申請について イ 包括承認に係る報告について 3 その他		

《審議経過》

主な内容は次のとおり

※ 事務局から開会の言葉

1 挨拶 久永部長

議事進行 小林会長

（会長）

審議の前に、会議録署名人として、市川委員を指名します。

2 議題 ア 開発許可等申請について

平塚市議第62号について、事務局より説明。

⇒議第62号について同意する。

議題 イ 包括承認に係る報告について

包括承認に係る開発許可等処分状況について、事務局より説明。

(委員)

9ページの2番ですが、法第42条というのはどういうことですか。

(事務局)

平成12年に農家分家で許可している敷地を今回増やすということです。増える敷地には線引き前から申請者が所有していました。

(委員)

敷地を増やすだけですか。

(事務局)

敷地を増やし、専用住宅に付属する車庫を新設します。

(委員)

区画の変更にはならないのですか。

(事務局)

区画の変更はあったのですが、質と形に変更がなかったので、前面に4メートル以上の道路がありまして単なる区画の変更ということで法第29条の開発許可はいらぬということで法第42条の但書きの許可となりました。

(委員)

法第42条の許可はもう一件ありますね。これはどういう意味ですか。

(事務局)

もとは農家分家で建てられた建築物なのですが、自己破産により競売にかけられ買った方は一身専属性により分家のままだと住めないのに、誰でも住める一般住宅にするために法第42条の用途変更をしました。

⇒包括承認に係る報告について了承される。

3 その他

ア TBSハウジング跡地に開発許可されたパチンコ店に関する審査請求について事務局より報告がなされた。

※ 次回、第51回開発審査会については3月29日(月)午前10時00分から開催の予定で調整する。

午前11時32分、第50回開発審査会を閉会とする。

以上、平塚市開発審査会条例施行規則第3条第2項の規定により署名する。

会 長

委 員